

2010年5月12日

北九州市教育委員会
委員長 川原 房榮 様
教育長 柏木 修 様

北九州がっこうユニオン・うい
執行委員長 安岡正彦

要 求 書

学校労働者の労働条件改善のため下記のことを要求します。ついては、本要求書に対する文書回答をなした上で、本交渉を6月末日までに行うことを求めます。

記

一、憲法第28条（勤労者の団結権）を保障し、地方公務員法55条（交渉）及び56条（不利益取り扱いの禁止）を遵守すること。

1. 教育委員会最高責任者である教育長が、交渉に出席すること。
2. 学校現場実態を熟知する責任者（学校主幹及び指導部主幹、校長会長等）が同席すること。あるいは、責任者との交渉を設定すること。
3. 県費職員（県からの通知）及び市費職員の勤務条件の変更・提案について、速やかに通知し、交渉もしくは説明の機会を設けること。
4. 組合員調査や、恣意的な動態チェックなどの不当労働行為を行わないこと。
5. 人事異動については、誠実な事前折衝を行い、不当人事を行わないこと。

二、憲法第27条（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）の下、すべての労働法、とりわけ労働基準法を遵守し、超過勤務・過重労働を撤廃すべく、以下のことを実現すること。

1. 在校時間把握表を見直し、超過勤務のない労働条件を保障できるものとする。こと。
 - ①「在校時間調査」ではなく「労働時間の記録」とすること。
 - ②管理職がすべての勤務実態の責任者であることを徹底し、記録は管理職の現認によること。
 - ③超勤が認められた場合、学校長にその原因を把握させ、学校行事や事務処理などの見直しを徹底させること。
 - ④超勤分の割り振りを行い、割振簿に記録するよう校長に指導すること。
 - ⑤「多忙感解消プロジェクト」の取り組みと成果を明らかにすること。
 - ⑥これらの見直しができない場合は、調査そのものが過重労働となるので止めること。
2. 時短に伴う休憩・休息時間の確保は適正になっているか調査の上指導すること。
 - ①とりわけ、中学校の給食実施校において、給食時間と休息時間がどのように設定されているか調査し、問題点など合わせて市政の事業評価として調査結果を公表すること。
 - ②給食実施校に、労働安全衛生法に基づいた休息時間の確保について、十分な配慮をするように指示すること。
3. 学期中の超過勤務改善のため、長期休業日の取扱いについて以下のことを求める。
 - ①管理職の裁量で、授業中に積み残された超過勤務時間についての割り振りや「配慮」としての回復措置を行うよう通知すること。

②法的根拠のない「代表勤務制度」及び「動態表」を廃止し、年休その他の休暇の取りやすい環境を整備すること。

③労働安全衛生法や学校保健法にも抵触する「夏の教室」を廃止すること。

④教育公務員特例法第19条ならびに20条で保障された自主的な研修権を保障すること。具体的には、計画書・報告書など課せられた研修は超過・加重労働となるので止め、研修の承認権が校長にあることを認め、不当な介入をやめること。

4. 市教委の施策の一環である「行事精選」を率先して行うこと。

①運動会、体育会、及び学習発表会、文化祭を隔年にするよう指導すること。

②学校開放週間はじめ、授業参観、懇談会を削減し、授業時間と教材研究時間を確保するよう指導すること。

③連合音楽会、県展は教員間の競争意識が芽生え、過剰な練習や指導が行われている現状を鑑み、各連盟ないしは校長会へ中止するよう指導すること。

④文化連名作品募集は応募点数が決められ半ば強制的になっており、超過勤務の一因となっている。よって提出は任意であり、参加は自由であることを文連役員から各校長に指導させること。

⑤人権作品の募集を一般公募とすること。

5. 授業時数を適正に配分し、過重な場合は、市費教員を正規に採用し、現場に余裕をもたせ活性化を図ること。

①教頭、主幹教諭、教務主任に授業時数を配当すること。現在の教頭及び教務主任の配當時数を調査し明らかにすること。

②正規の専科教員を各小学校に配置すること。

③超過・加重労働を強いる中学校間並びに小中学校間の教職員の兼務を止めること。

6. すべての30人学級を実現するため、当面は市費での正規教員を雇用すること。

現在、小学校1、2年生、中学校では1年生に40人未満学級が実施されているが、人的配置はなく事実上の現場の職員に過重労働が強いられているのが現状である。それに伴う教員は増員が要求される。現状でも対応に各学校では過重労働が強いられている。

7. 勤務時間外のPTA活動及び校区の年間行事への参加の強制は違法行為であることを学校長に指導し、教職員の参加義務のないことを徹底すること。

8. 学年・学級事務及び給食会計は教員の本務ではないので止めること。

①複雑な会計簿の作成や保護者による監査は教員の過重労働となっているのでやめさせること。

②校納金の未納家庭への督促を管理職にさせるよう指導すること。

③会計事務を行う職員を各学校に別途配置すること。それができない場合、担任の負担を軽減するシステムにすること。（立て替え払いの事後精算など）

9. 全国でも異例な全市統一通知票並びに成績一覧表を廃止し、各学校裁量を通知すること。

10. 職務としての法的根拠のない部活動を推進することは労基法に違反するので、以下のことを改めること。

①部活動顧問は強制でないことを通知徹底すること。

②勤務時間外の部活動は社会体育活動とすること。

③土日祝日に開催される教育委員会共催もしくは後援の大会については、代休措置を

とること。、それができない場合、長期休業期間中に振り替えること。

④中体連に関する業務は全て出張扱いとする。特に、中体連の市内、県大会について、役員を出張として扱うこと。

⑤講師、及び常勤でない職員は、顧問に任命しないこと。任じた場合は、労基法に違反するので給与の保障をすること。

⑥教育委員会は、中体連の大会に運営を補佐する業務員を派遣すること。

11. 観点別学力到達度診断テスト及び全国学力学習状況調査は、時間とお金をかけて子どもの人権を侵害する違憲なものであるあるので、本調査に参加しないこと。仮に参加したとしてもそれに伴う分析や研修ワーク作りにさらに時間とお金を無駄に使わないこと。

12. 全校に男女別職員トイレ、男女別更衣室、男女別休憩室を設置すること。

13. すべての教室・特別教室のプラズマテレビを撤退させ、冷房を整備すること。

三、「教員評価システム」をはじめとするすべての評価制度は、教職員の勤務条件を悪化させているので、即刻廃止すること。

1. 昨年度の教員評価分布図を公開すること。

2. 自己申告書の提出及び面接を職務命令などをもって強制したり、不提出などを評価の基準・対象としないこと。

3. 「職員の向上心や勤務状況を改善する」のが目的であるならば、職場内で一律評価を行い、評価の項目や評価の基準など職場内評価分布のすべてを職場の全員に公開すること。

4. 苦情申立とは名ばかりのシステムを見直し、審査会の公開と充実を図ること。

5. 評価システムと人事評価を混同させた賃金への反映を止めること。

6. 優秀教員の表彰制度を止めること。

7. 教職員の差別、分断、さらには人事考課につながる学校外部評価を止めること。

四、すべての非正規雇用職員を正規雇用とすること。そうでない場合は、同一労働同一賃金の原則に立ち返った保障をなすこと。

1. さまざまな細切れの市費非常勤講師（フレンドリー、小中連携、不登校対応など）の雇用形態を止めること。

2. すべての定数基準日を4月1日にすること。

定数の基準日である始業式前日に定数欠に伴う講師の採用を決定する現行制度では、学校現場の始業式前の労働加重、ならびに担任発表前の準備ができないことでの採用後の講師の非常な労働過重が問題になっている。

3. 講師任用時の労働条件明示を明確にし、校長へ明示を徹底すること。

4. 講師の任用について、継続された任用の打ち切りをしないこと。また、夏季休業中も雇用を継続すること。

5. 病休代替の非常勤講師を担任とさせなすこと。

6. 特別支援学校における講師及び介助員をすべて正規職員にすること。

特別支援学校においては、1学級を複数の教職員で担当するいわばチームティーチング方式が行われているが、講師や介助員などの非正規職員は、始業式や入学式当日からの勤務であり、事前の打ち合わせや引き継ぎ、仕事分担などが全くできない。食事や排泄、移動等の介助および発作時の対応の仕方等は生命に関わるものであり、綿密な事前の引き

継ぎや確認が不可欠である。

7. 特別支援学校の介助員の雇い止めを廃止して、雇用を継続すること。
8. 学校支援のための市費講師配置事業を廃止し、正規採用者を増やすこと。
9. ALT（外国語指導助手）を雇い止めしないよう派遣会社へ指導すること。

五、市費職員の勤務条件を改善すること。

1. 雇用の形態にかかわらず、月額のは35,000円、日額のは2,000円以上の賃上げをすること。
2. 一時金について
 - ①全額期末手当とすること。
 - ②管理職加算を廃止すること。
 - ③すべての臨時職員、嘱託職員に勤務日数・勤務時間に応じた一時金を支給すること。
 - ④すべての臨時職員、嘱託職員の交通費を全額支給すること。
3. 市費嘱託事務職員の勤務条件について
 - ①雇い止めをやめ、雇用を継続すること。
 - ②職務内容を明確にすること。
 - ③時間外労働が無償とならないよう、実態を正確に把握し手当を支給すること。
4. 臨時職員、嘱託職員の採用に当たっては、勤務初日までに委嘱状及び労働条件を具体的に記した文書を手交すること
5. 学校給食の民間委託を廃し、全校直営とすること。
6. 市費の臨時職員・嘱託職員についても、時間単位の年次有給休暇を認めること。

以上

【連絡先】略